

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成31年2月20日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菅原和彦
同	小山田正美
同	八木橋美紀

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成29年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成29年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

協同組合 盛岡リサイクルセンター（資源集団回収推進事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち、次の2団体とした。

- (1) 一般財団法人 盛岡市勤労者福祉サービスセンター
- (2) 公益財団法人 盛岡市都南自治振興公社

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成29年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

- (1) 特定非営利活動法人 緑の相談室（盛岡市岩手公園）
- (2) 第一商事株式会社（盛岡市見前南地区公民館）

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成31年1月23日 |
| 2 出資団体 | 平成31年1月17日から平成31年1月18日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成31年1月21日から平成31年1月22日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関する事。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関する事。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関する事。

第4 監査の方法

- 1 平成30年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関する事。
 - イ 事務事業の執行に関する事。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関する事。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関する事。
 - イ 事業経営に関する事。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関する事。
 - イ 協定に関する事。
 - ウ 管理費用に関する事。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに

従いその要件が整っているものと認められた。

- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には、事務処理について留意する事例が見られたので、十分に注意されたい。

協同組合 盛岡リサイクルセンター

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市新庄町1番1号
協同組合 盛岡リサイクルセンター
理事長 小山田 耕作

2 財政援助の目的

市内において実施される資源集団回収活動による資源の回収を取り扱う際に、資源の市況の低迷に伴い資源集団回収活動実施団体に対して回収手数料を請求することを解消し、ごみ減量・資源再利用の促進を図るため、資源集団回収推進事業に要する経費を補助しているものである。

3 補助金額等

資源集団回収推進事業補助金

補助金額	交付契約年月日	交付年月日	交付金額
4,700,000円	平成29年4月1日	平成30年5月18日	4,700,000円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

一般財団法人 盛岡市勤労者福祉サービスセンター

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市山王町 10 番 6 号

一般財団法人 盛岡市勤労者福祉サービスセンター

理事長 吉田 弘躬

2 出資の目的

当該団体は、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする団体であり、公益上の必要性から設立に係る寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成8年3月5日	平成8年3月21日	100,000,000 円	100 %

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

公益財団法人 盛岡市都南自治振興公社

- 1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名
盛岡市湯沢1地割1番地41
公益財団法人 盛岡市都南自治振興公社
代表理事 長澤 秀則

2 出資の目的

当該団体は、地域社会の自治振興の推進を図る事業を行うほか、盛岡市からの委託を受けて公の施設等の管理運営事業を行い、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする団体であり、公益上の必要性から設立にかかる寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人盛岡市自治振興公社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和62年3月25日	昭和62年4月15日	5,000,000円	100%

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

特定非営利活動法人 緑の相談室

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市内丸4番15号
特定非営利活動法人 緑の相談室
理事長 鎌田 定悦

2 管理を行う公の施設

盛岡市岩手公園

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市岩手公園（盛岡城跡公園）は，貴重な文化遺産である史跡盛岡城跡を利用した公園で，日本の都市公園100選のひとつにも選ばれるなど，多くの市民や観光客が訪れるシンボリックな公園である。特定非営利活動法人緑の相談室を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市岩手公園指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
20,940,000 円	平成29年4月21日	6,533,000 円
	平成29年6月12日	3,046,000 円
	平成29年8月10日	2,719,000 円
	平成29年10月10日	3,941,000 円
	平成29年12月11日	2,735,000 円
	平成30年2月13日	1,966,000 円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 指定管理施設の管理に当たり，業務の再委託について市の承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 指定管理施設の管理に当たり，備品に関する市への報告が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

第一商事株式会社

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市上ノ橋町8番8号
第一商事株式会社
代表取締役 柴田 義春

2 管理を行う公の施設

盛岡市見前南地区公民館

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は，市その他一定区域内の住民のために，実際生活に即する教育，学術及び文化に関する各種の事業を行い，もって住民の教養の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的としている。第一商事株式会社を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市見前南地区公民館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
18,576,000 円	平成 29 年 4 月 28 日	4,644,000 円
	平成 29 年 7 月 5 日	4,644,000 円
	平成 29 年 10 月 5 日	4,644,000 円
	平成 30 年 1 月 5 日	4,644,000 円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 指定管理施設の管理に当たり，業務の再委託について市の承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。